

(様式例第11)

平成 30年 10月 1日

石川県知事 殿

石川県白山市倉光三丁目8番地

公立松任石川中央病院

病院長 谷 卓



公立松任石川中央病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、平成 29 年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒924-8588 石川県白山市倉光三丁目8番地
氏名	白山石川医療企業団

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

白山石川医療企業団 公立松任石川中央病院

3 所在の場所

〒924-8588
石川県白山市倉光三丁目8番地 電話 (076) 275 — 2222

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
30 床	床	床	床	275 床	305 床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	病床数12床(ICU4、HCU8) 救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置、体外式ペースメーカー、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置、輸液ポンプ、シリンジポンプ
化学検査室	全自動尿分析装置、血液ガス分析装置、全自動免疫化学分析装置、全自動血球分析装置、自動凝固検査機器、自動グルコース測定機器、自動グリコヘモグロビン測定機器、輸血システム
細菌検査室	全自動細菌検査システム、安全キャビネット、全自動血液培養システム
病理検査室	医用写真撮影装置、滑走式ミクロトーム、自動染色装置、免疫染色装置、特殊染色装置、密閉式自動固定包埋装置、高連切片作成クリオスタット、試薬保存用冷蔵庫、安全キャビネット
病理解剖室	解剖実験台、大型吸引器、ホルマリン浄化装置
研究室	PC、プロジェクター、CVシュミレータ
講義室	室数 3室 収容定員 210人
図書室	室数 2室 蔵所数 10,000冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	患者搬送車 保有台数 2台 (うち、ストレッチャー対応型1台)
医薬品情報管理室	床面積 11.46m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院紹介率	56.5%	算定期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
地域医療支援病院逆紹介率	75.8%		
算出根拠	A : 紹介患者の数		8,206人
	B : 初診患者の数		14,526人
	C : 逆紹介患者の数		11,012人

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- (注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- (注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

夜間、休日に宿直、日直業務に従事する医師、看護師、検査技師、診療放射線技師、薬剤師全職員

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	5床
専用病床	12床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急外来 診察室3室 処置室3室	129.26m ²	救急蘇生装置、携帯用蘇生器、超音波診断装置、心電計、除細動器、呼吸循環監視装置、自動心臓マッサージシステム	可
ICU : 4床	128.41m ²	救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置計、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置	可
HCU : 8床	130.61m ²	救急蘇生装置、呼吸循環監視装置、経皮的動脈血酸素飽和度測定装置、大動脈バルーンポンプ装置、人工心肺装置、除細動器、心電計、超音波診断装置、血液凝固測定装置計、血液用冷蔵庫、血液浄化装置、ポータブルX線装置、高・低体温維持装置、連続心拍出量測定装置	可
放射線部門	1252.13m ²	一般撮影装置(CRシステム等)、放射線治療装置(LINAC)、放射線治療計画装置、放射線治療シミュレーター、CT(64列)、MRI(1.5T)、血管撮影装置、乳房断層撮影装置、画像動画ファイリングシステム、X線テレビ装置、骨密度測定(DEXA)、体外結石破碎装置、心臓核医学半導体カメラ、ガンマカメラ、PET/CT、サイクロトロン	可

臨床検査部門	258.26m ²	全自动尿分析装置、血液ガス分析装置、全自动免疫化学分析装置、全自动凝固検査機器、自動グルコース測定装置、自動グルコース測定機器、自動グルコヘモグロビン測定機器、輸血システム 全自动細菌検査システム、全自动液体培養システム、 医用写真撮影装置、滑走式ミクロトーム、自動染色装置、免疫染色装置、特殊染色装置、密閉式自動固定包埋装置、高連切片作成クリオスタッフ、試薬保存要冷藏庫、安全キャビネット 解剖実験台、大型吸引器、ホルマリン浄化装置	可
--------	----------------------	--	---

4 備考

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した 救急患者の数	2,364人 (1,170人)
上記以外の救急患者の数	7,013人 (1,658人)
合計	9,377人 (2,828人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	2台
---------------	----

(様式例第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

- ・共同利用を行った医療機関の延べ数：11,154
- ・上記のうち開設者と直接関係ない医療機関の延べ数：10,728
- ・共同利用に係る病床の病床利用率：92.8%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

病床数	40床
建物	診察室、手術室、検査室、放射線室、栄養管理室、相談室、講義室、会議室、開放病床40床など診療、研修に関する施設
医療機器	一般撮影装置（マンモグラフィー等）、CT、MRI、PET/CT、SPECT等核医学機器 骨密度測定装置（DEXA）、放射線治療装置一式（LINAC等）、血管撮影装置、体外結石破碎装置、手術支援ロボット（ダビンチ）等医療関連のもの

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無 有
イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：根本 敬
職種：事務職

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別添1のとおり				

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	40床
--------------	-----

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

- ・病診連携症例検討会：3回
- ・地域医療連携研修会：11回
 - CVポート、緩和ケア、透析看護、認知症、スキンケア、うつ病、糖尿病、感染防止対策、がん化学療法・乳がん看護、摂食・嚥下、口腔ケア
- ・地域医療連携研修会 感染管理コース：10回
- ・NST研修：2回
 - 基礎コース、PEGワークショップ
- ・情報セキュリティ研修：9回
- ・出前コンサルティング：28回
 - 感染管理、在宅連携、がん化学療法、皮膚・排泄ケア

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	63回
(2) (1) の合計研修者数	1,260人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものと記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ・無
イ 研修委員会設置の有無 ・無
ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験数	特記事項
ト部 健	医師	消化器内科	病院長	34年	教育責任者
横山 邦彦	医師	甲状腺診療科	副院長兼 医療情報部長	35年	
高澤 和也	医師	腎高血圧内科	副院長	33年	
谷 卓	医師	外科	副院長	33年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施 設 名	床 面 積	設 備 概 要
講義室	156.76m ²	放送設備、スクリーン、机、椅子、プロジェクター、PC
地域連携棟会議室	80.37m ²	放送設備、スクリーン、机、椅子、プロジェクター、PC
会議室	27.62m ²	机、椅子、プラズマTV、DVDプレイヤー、スクリーン
リハビリ棟会議室	213.0m ²	放送設備、机、椅子

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	ト部 健 (病院長)
管理担当者氏名	織田 裕之 (地域支援部長)、根本 敬 (地域支援部 医療連携課長)

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録			
・病院日誌 ・処方せん ・手術記録、紹介状 ・看護記録、検査所見記録、エックス線写真、 退院した患者に係る入院期間中の診療経過の 要約等 (全て電子カルテ内管理)		総務課 薬剤室 医療連携課 医療連携課	年度別 患者ID別 患者ID別 患者ID別
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	医療連携課	
	救急医療の提供の実績	救急医療部	
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	教育研修部	
	閲覧実績	医療連携課	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医療連携課	

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	ト部 健 (病院長)
閲覧担当者氏名	織田 裕之 (地域支援部長)、根本 敬 (地域支援部 医療連携課長)
閲覧の求めに応じる場所	地域支援部 医療連携課
閲覧の手続の概要	書面による閲覧申請

前年度の総閲覧件数	0件
閲 覧 者 別	医師 0件
	歯科医師 0件
	地方公共団体 0件
	その他 0件

(様式例第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	4回	
委員会における議論の概要		
<ul style="list-style-type: none">①病院の現状報告②救急医療の現状報告③紹介率・逆紹介率の実績報告④オープン病床運営状況報告⑤大型医療機器共同利用報告⑥歯科口腔外科実績報告⑦その他		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	よろず相談室・相談室・病棟・病室
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	看護師、医療事務、薬剤師、MSW
患者相談件数	6,794件

患者相談の概要

(以下順不動)

- ・受診科相談
- ・医療相談（本人、家族への治療内容、検査、病状説明など）
- ・苦情相談（治療・診察への不満、医療者の接遇・対応への不満、施設・サービスへの不満）
- ・がん支援相談
- ・女性専門相談
- ・セカンドオピニオン
- ・その他（検査データの意味、内服薬・薬効について、生活上の注意事項、医療書、受診手続き、各種届出書類等について）
- ・退院支援（退院後の療養先、在宅ケア、施設入所）
- ・入院患者の他院への転院、施設への転所
- ・経済的相談（医療費、療養費、生活費など）
- ・公的支援等の制度に関する相談

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第20)

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 公益財団法人 日本医療機能評価機構、平成27年8月25日～26日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 当院ホームページ、病院広報誌による。 特に病院広報誌については、年頭に「松任石川・つるぎ病院だより新春特別号」を発行し、白山石川医療企業団の構成団体である白山市、野々市市、川北町に全戸配布している。 さらに「松任石川中央病院だより」を年3回発行する他、「診療案内」、「医療連携だより」を発行し、当院の地域医療への取り組みや診療に関する情報を発信している。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
・退院調整部門の概要 患者サポートセンターとして専従看護師1名、専任看護師4名と専任ソーシャルワーカー1名の合計6名で構成する退院調整部門を設置。他に医療福祉相談室や併設する居宅介護支援事業所の介護支援専門員らと連携を図りながら退院後の様々な利用者ニーズに対応している。	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルバスの策定	有
・策定した地域連携クリティカルバスの種類・内容 大腿骨頸部骨折地域連携バス：一貫した継続治療・ケア、病院機能に応じた医療を提供 ・地域連携クリティカルバスを普及させるための取組み 近隣医療施設への周知。協力医療機関の募集	

公立松任石川中央病院オーブン病床登録医名簿

登録番号	氏名	医療機関名	住所	TEL	FAX	※◎は白山のいち医師会会長、 ○は幹事長、○○は委員	平成30年3月31日現在
1 池田 商洋	池田病院	岡村内科医院	野々市市千代野新庄2丁目5-10	076-248-7222	076-248-7261		
4 岡村 利勝	野々市市内科医院	白山市東5丁目5-4	076-276-8851	076-276-8852			
6 喜多 敏徹	野々市市内科医院	白山市西柳宮町7-20	076-248-0020	076-248-5165			
8 斎藤 達二	新内科医院	白山市馬場2丁目16	076-275-3110	076-274-1234			
9 新内科医院	白山市倉光6丁目35	076-276-7217	076-276-7715				
12 筑田 正志	津田内科医院	白山市新成4丁目230	076-275-6341	076-275-6288			
13 津田 功雄	松葉外科胃腸科クリニック	白山市美川中町16-72	076-276-5050	076-276-5053			
18 松葉 一彦	米田内科医院	白山市石川新町603	076-278-6065	076-278-6079			
21 米田 優	井村内科医院	白山市美川中町40-1	076-276-1956	076-276-1945			
27 武藤 治郎	むどう小児科医院	白山市宮永市町65-2	076-278-6363	076-278-2183			
28 岩谷 博久	ののいち内科医院	野々市市本町2丁目18の22	076-278-8877	076-274-8155			
31 宮田 明宗	恵愛会 松南病院	白山市井口町に98-5	076-248-5315	076-248-8779			
34 高田 人	高田内科クリニック	白山市若宮3丁目63	076-273-0678	076-273-0598			
36 高田 宗之	有川整形外科医院	白山市市局が丘10-10	076-275-7611	076-275-2947			
41 有川 功	井村太平寺4丁目45	野々市市ハヅカ町232-2	076-246-3630	076-275-3990			
43 渡辺 甫	野々市市安田町2	白山市市太平寺4丁目45	076-275-7500	076-276-5174			
49 加納 昭彦	野々市市太平寺4丁目45	076-276-0005	076-276-5174				
50 浅井 博	野々市市安田町5丁目18	076-248-2151	076-246-2137				
51 河合 吉雄	野々市市安田町5丁目18	076-248-3311	076-246-0392				
52 谷 稔	野々市市安田町5	野々市市太平寺4丁目45	076-274-3351	076-274-3351	TELとFAX番号同じ		
53 安原 忠	安原医院	白山市田中町242	076-275-2008	076-274-0232			
54 山本 雅子	やまもと内科医院	白山市山島台3丁目99	076-274-3588	076-274-3629			
55 南部 博澄	なんぶこども医院	白山市北安田1-17	076-275-6611	076-275-6639			
56 真田 弘子	真田医院	白山市市布市1丁目131	076-275-2255	076-276-9300			
58 辻川 康英	つじ川内科医院	白山市倉光7丁目41	076-294-2221	076-274-1415			
61 下村英二	下村整形外科医院	白山市事務所158-3	076-274-3800	076-274-3818			
63 多賀 悅子	三幸小児咽喉科クリニック	白山市美川和波町力12-8-1	076-274-5000	076-274-4567			
66 白尾 孝一	白尾眼科	白山市三幸町12-1	076-273-3384	076-287-5616			
68 宮森 透	多賀クリニック	白山市中成二丁目366	076-274-4133	076-275-7321			
71 富田 豊	三幸小児眼科クリニック	白山市市立3丁目55番地	076-248-0238	076-277-6836			
72 古澤 明彦	ふるざわ内科クリニック	白山市市立2丁目54番地	076-246-7070	076-274-7321			
74 渡辺 文生	聖来美クリニック	白山市井関町115-1	076-273-7070	076-278-7970			
75 嶋 裕一	嶋医院	白山市中町32	076-275-3311	076-275-0107			
76 長尾 信	長尾医院	白山市美川永代町ソ24-8	076-278-2156	076-278-5108			
77 寺島 成明	てらしま内科クリニック	白山市中奥町91-3	076-274-8666	076-274-8440			
78 塩谷 隆策	しおのやクリニック	白山市湊町レ33-1	076-278-3355	076-278-6258			
79 牛村 葵	うしむら眼科クリニック	白山市井関町115-3	076-278-3001	076-278-3511			
80 中出 忠宏	なかでクリニック	白山市鹿島平11-60	076-278-5511	076-278-5552			
81 新村 康二	新村病院	白山市月橋町722-12	076-273-0100	076-273-0019			
82 在和 勝	べんクリニック	白山市相木町820	076-277-6880	076-277-6881			
83 坂東 孫彦	ばんどう内科診療所	白山市布市1丁目113	076-277-6211	076-277-6631			
84 堀崎 亮	矢ヶ崎外科医院	白山市徳丸町597	076-275-5166	076-274-2201			
85 堀川 敏惠	ほりかわクリニック(耳鼻科)	野々市市御経塚2丁目270	076-240-0600	076-240-2053	"		
86 堀川 智子	(眼科)	"	"	"			

公立松任石川中央病院オープン病床登録医名簿

登録番号 氏名 住 所 携 機 間 所 TEL FAX 終時の主意

87 天門正一郎	だいもんこう	内科・腎透析クリニック	野々市市押野町1丁目400	076-294-0066	076-294-2330	※◎は白山のいち医師会会長、
88 清和 昌人	ながひまどり	内科クリニック	白山市北安田町972-1	076-275-1115	076-275-1028	
89 松本 巍三	はしまと	内科クリニック	白山市山島台1丁目1-1	076-274-7224	076-274-7224	TELとFAX番号同じ
90 橋本 繁三	はしもと	内科クリニック	白山市上林4丁目651-1	076-227-3080	076-227-3081	
91 織田 英史	おだ	内科クリニック	白山市鶴来本町3丁目7-1	076-273-9100	076-273-9102	
92 龍村 復樹	りゆうじゅく	御経塚クリニック	野々市市御経塚1丁目450	076-246-2311	076-227-0801	
93 山川 治賀子	やまとか	やまがわ内科クリニック	野々市市藤平田1丁目472	276-246-6650	076-246-6657	
94 山川祐賀子	"	"	"	"	"	
95 森 明弘	もりひろ	森 明弘クリニック	野々市市横宮町67-1	076-294-5611	076-294-5610	
96 高森 博正人	たかし	津山クリニック	白山市北安田町1270	076-276-5501	076-218-5503	
97 柳 嘉泰信	やなぎ	柳嘉泰信クリニック	白山市倉光5丁目103	076-275-2600	076-275-2767	
98 木吉 泰信	すえよし	木吉泰信整形外科クリニック	白山市専福寺町161-1	076-277-6239	076-277-6239	
99 末吉 勉	まつよし	末吉勉整形外科クリニック	白山市中波1丁目88番地	076-276-7060	076-276-7050	
100 山黒 勉	やまくろ	山黒勉整形外科クリニック	金沢市高尾台2丁目147	076-298-0087	076-298-0083	
101 大場 実平	おおば	大場実平内科クリニック	金沢市蓬3丁目185	076-280-3066	076-280-3076	
102 吉光 刚	よしお	吉光剛整形外科医院	野々市市横野2-88	076-248-7788	076-248-9998	
104 藤木 晃	とうき	藤木晃整形外科医院	野々市市市二日市1丁目50	076-246-0108	076-246-0161	
105 藤澤馬 健一	とうざく	藤澤馬健一整形外科医院	白山市福留町179-1	076-248-2122	076-248-2128	
106 松木 基一	まつき	松木基一整形外科医院	野々市市太平寺4丁目71	076-277-3133	076-277-3280	
107 岳尾 基一	がくび	岳尾基一整形外科医院	白山市北安田町5003	076-248-6686	076-248-7443	
108 松木 雅司	まさし	松木雅司整形外科医院	野々市市太平寺3丁目160	076-276-8881	076-276-8882	
109 岳尾 基一	がくび	岳尾基一整形外科医院	野々市市太平1丁目256番地1	076-294-0707	076-294-0711	
110 若林 基二	わかば	若林基二整形外科医院	白山市北安田町5003	076-287-6066	076-287-6077	
111 山岸 雅司	まさし	山岸雅司整形外科医院	野々市市松本4丁目305	076-255-1888	076-255-1887	
112 宮内 修	しゅう	宮内修整形外科医院	金沢市米永町4丁目35	076-275-7700	076-275-8858	
113 勝見 千代	ちくよみ	勝見千代整形外科医院	白山市米永町6丁目35	076-275-6341	076-275-6288	
114 勝部 哲郎	てつろう	勝部哲郎整形外科医院	野々市市新庄1丁目273	076-246-1661	076-246-1550	
115 勝田 正史	まさし	勝田正史整形外科医院	白山市村井町222-1	076-274-1112	076-274-0667	
116 篠田 遼	りょう	篠田遼整形外科医院	白山市北安田西2丁目41番地	076-216-0123	076-216-0124	
117 山本 遼	りょう	山本遼整形外科医院	野々市市郷町123街区6	076-214-6300	076-214-6395	
118 中村 聰	さとし	中村聰整形外科医院	野々市市本町4丁目9-12	076-246-3331	076-246-3387	
119 生駒 美宣	みやのこ	生駒美宣整形外科医院	"	"	"	
120 村田 幸夫	こうぶ	村田幸夫整形外科医院	金沢市江南1-103-1	076-256-1228	076-256-1229	
121 渡辺 宏	ひろし	渡辺宏整形外科医院	野々市市藤江383番地	076-256-3566	076-256-3577	
122 渡辺 多聞	たみ	渡辺多聞整形外科医院	白山市若宮2丁目52	076-276-3387	076-277-6605	
123 渡辺 遼	りょう	渡辺遼整形外科医院	白山市米永町300-2	076-276-5100	076-276-7539	
124 渡辺 多聞	たみ	渡辺多聞整形外科医院	白山市美川和波町128-1	076-278-3384	076-287-5616	
125 上野 遼	りょう	上野遼整形外科医院	野々市市宮保新町130番地	076-276-8001	076-276-8015	
126 今村 純一	じゅんいち	今村純一整形外科医院	金沢市平田1-213	076-253-5001	076-253-5002	
127 長野 賢一	けんいち	長野賢一整形外科医院	野々市市横宮町86番地2	076-220-6301	076-220-6302	
128 多賀 千之	ちゑ	多賀千之整形外科医院	野々市市郷町123街区6	076-214-6300	076-214-6395	
129 新吉 浩一	こういち	新吉浩一整形外科医院	白山市北安田町5079番地	076-227-8000	076-227-8100	
130 清水 雄三	ゆうぞう	清水雄三整形外科医院	野々市市田尻町2	076-248-7788	076-248-9998	
131 加藤 洋平	ようへい	加藤洋平整形外科医院	"	"	"	
132 清水 真実	まこと	清水真実整形外科医院	"	"	"	
133 前田 有志	ありのし	前田有志整形外科医院	"	"	"	
134 吉光 雅志	まさし	吉光雅志整形外科医院	"	"	"	

自山のいち医師会	自山市倉光7丁目122番地	076-275-0795	076-276-8205	
石川県医師会	金沢市鞍月東2丁目48番地	076-239-3800	076-239-3810	西田 良治 事務長

登録医数

白山市

野々市市

金沢市

5 90

公立松任石川中央病院

利用のためのマニュアル

白山ののいち医師会
公立松任石川中央病院

目 次

公立松任石川中央病院利用のためのマニュアル	1
オープン病床の利用	2
高額医療機器等の利用及び受診・検査予約	4
公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱	5
公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領	7
公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会細則	9

(資料 1) 公立松任石川中央病院オープン病床利用登録医届

(資料 2) 診療情報提供書（検査予約票）

(資料 3) 「オープン共同指導票」

公立松任石川中央病院利用のためのマニュアル

公立松任石川中央病院（以下「病院」という。）と白山ののいち医師会（以下「医師会」という。）は、緊密な協力・提携関係を維持し、地域医療の向上のため病院の有する施設及び諸機能の利用の便宜を医師会会員（以下「会員」という。）に提供することで合意しています。

ここに会員のためのマニュアルを作成し、皆様方のご理解とご活用に資していただきたいと思います。

このマニュアルに基づく具体的な目標と施策は、次のように要約されます。

1. 病院と会員間で、相互に組織的に患者病歴情報を交換し、包括的に地域住民の健康管理を両者一体となって実施する。
2. 治療の一貫性と医師の技術交流のため、病院の一部病床をオープン化し、会員の入院治療への参加の道を開く。
3. 地域全体としての診断水準の向上と、高度医療機器等の効率的利用及び専門医の能力活用のため、会員からの検査予約や、受診予約を受付ける。
4. 病診連携・機能分担を明確化し、それぞれの役割にふさわしい患者が効果的に再配分されるよう患者の相互紹介を緊密に行う。
5. 上記事項の円滑な運用のため、病院は「医療連携課」を設ける。この医療連携課をキーステーションとして、会員との間をFAX等で結び情報交換のメディアとする。
6. 病院は医療情報の迅速かつ体系的な提供のため、データベースの充実に努める。これらの計画を実施するにあたり、別添のとおり「オープン病床利用マニュアル」を定める。

オー プン 病 床 の 利 用

1 登 錄

- (1) オープン病床を利用できるのは、医師会長にオープン病床利用登録医届（資料1）を提出した会員で医師会長が認定した登録医とする。これは病院側に通知される。
- (2) 登録医は、訪院中は病院の院内規約に従わなければならない。
- (3) オープン病床入院患者の治療上の責は病院側が負うものとする。
- (4) オープン病床入院患者の担当主治医は病院医師を充てる。登録医は副主治医格として診療に参加する。
- (5) 登録の期間は1ヵ年とし、病院及び登録医双方に異存のない場合はさらに1ヵ年延長することができるものとする。以後同様とする。

2 入院手続

- (1) 入院の申込みが各診療科宛にあった場合は、各診療科で入院(予約)手続きをとる。但し、登録医が紹介した入院患者は、原則としてオープン病床の使用とする。
- (2) 医療連携課を通じて申込まれたときは、医療連携課が診療科に連絡し、入院(予約)手続きをとり登録医に連絡する。
- (3) オープン病床は原則として3階東病棟6床、3階北病棟8床、4階東病棟6床、4階西病棟6床、4階北病棟8床、5階西病棟6床とし、病院は病室を指定する。但し、オープン病床入院患者の病状等により、オープン病床数の範囲内において病棟又は病室の変更ができるものとする。
- (4) 退院の決定は、担当主治医が登録医と協議のうえ行う。

3 登録医の訪院

- (1) 登録医は診察のために訪院するときは、白衣に医師会所定のネーム・プレートを着用し病棟へ向かう。なお、これはオープン病床来診時に限らず、原則として一般会員の病棟訪問、外来・手術見学など院内施設を利用するときも共通である。
- (2) 原則として登録医は、来院の旨を医療連携課を通じて担当主治医に事前通知する。担当主治医は可能な限り来棟し、意見交換に努める。
- (3) オープン病床利用中の登録医に限らず会員の患者訪問・院内研修への参加や診療の見学は、原則として事前に医療連携課に連絡し来院する。図書室は随時利用できるが院外貸出は原則行わない。病歴室カルテの閲覧は、病院長の了承を要する。
- (4) 登録医の訪院時間は原則として平日の正午より午後5時までとする。時間外に訪院する場合は、あらかじめ担当主治医等に連絡し院内に入る。
- (5) 登録医は、訪院時に「オープン共同指導票」（資料3）（病棟や医療連携課に備付けられている。）に来院日時、登録医師名、患者氏名を記入する。これを来院記録と兼ねる。記入済共同指導票は病棟医事等を経由して紹介患者受付へ提出する。

4 診 察

- (1) 登録医は、電子カルテシステム上で協同診療を行う。システムは、指紋認証を行うために事前に指紋およびパスワードを登録する。ただし、指紋認証ができない場合は、IDとパスワードによりシステムにアクセスする。また、電子カルテシステムの端末は病棟および医療連携課に設置されたものを利用する。
- (2) 登録医は、受持患者の一般診察、病状や治療方針の説明を行い、カルテの閲覧や所見等の診療記事を入力することができる。説明にあたっては、担当主治医と不一致のないよう十分な事前協議を行う必要がある。また、診療記事等の入力をしないときは「オープン共同指導票」に診療記事を記入し、病棟医事を経由して紹介患者受付に提出する。紹介患者受付は「オープン共同指導票」をスキャナーで電子カルテシステムに記録し、登録医の医療記事を記録したことを代行入力する。
- (3) 投薬、注射、検査、処置などの医療行為は、担当主治医と登録医が協議のうえ行うことを原則とする。またこれらの指示は、担当主治医がオーダー登録を行い実施する。
-) (4) 担当主治医不在時にこれらの指示の必要が生じた場合、登録医は、電子カルテシステムに必要事項を入力し、(または「オープン共同指導票」にこれらを記入し) 主治医に連絡をとるよう看護師に依頼する。これらの指示は、担当主治医がオーダー登録を行い実施する。
- (5) 手術及び観血的処置・検査には、原則として登録医が研修あるいは技術協力のため立ち会うことができる。
- (6) 登録医は、院内の症例検討会などに出席するように努力する。
- (7) 登録医が訪院できないときは、電話により担当主治医又は病棟看護師に病状問い合わせ、あるいは検査結果などの資料のFAXによる通信を求めることができる。依頼を受けた病院職員は、内容により直接又は医療連携課を通じてこれに応答する。
- (8) 登録医は、あらかじめ不在が予想されるときは、事前に連絡方法を明らかにしておかなければならない。

高度医療機器等の利用及び受診・検査予約

(登録医以外の方も利用できます。)

1. 予約可能な検査項目を別表（資料2）のように定める。
2. 受診予約のために病院は外来担当医一覧表を各医療機関に配布する。
3. 別紙の「診療情報提供書」をあらかじめ会員に配布する。会員は必要事項を記入し、医療連携課へFAXで送信する。また、郵送又は電話による予約も受け付けるものとする。

医療連携課 (即日の対応は平日の外来診療時間内)

電話 076-275-2222(内線 2870、2871)

076-274-5978(直通)

FAX 076-274-5980

4. 医療連携課は、依頼内容により電子カルテシステムで画像生理検査予約または栄養指導予約を行い、医療連携課で「検査予約票」を作成し、FAXまたは郵送の方法で会員に送付する。
5. 会員は送付された「検査予約票」を封筒の表に貼り、「診療情報提供書」を封印して患者に渡し、検査・受診の日時や内容を説明する。
6. 病院側は予約時間に診察を受けられるように配慮する。（但し、新患受付が必要なので、若干時間的余裕を持つこと。）
7. 必要な前処置や造影剤使用検査の過敏性テストなどを依頼前にあらかじめ行った場合は、その旨記載する。
8. 検査結果報告書は、本人に渡すこととするが、できない場合は郵送等の方法で会員に送られる。

公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱

(目的)

第1条 公立松任石川中央病院（以下「病院」という。）は、白山ののいち医師会（以下「医師会」という。）との緊密な協力・連携のもとに医学の進歩に対応し、地域の医療技術の向上を図り、包括的で一貫性のある医療を住民に提供するため、病院内にオープン病床を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における「オープン病床」とは、第4条に規定する登録医が、病院に届出入院させた自己の患者に対し、診療及び療養指導を病院医師と協同して行うことができる病院内の病床をいう。

(病床数)

第3条 オープン病床の病床数は40床（うち特定病床20床を含む。）とする。

(登録医)

第4条 オープン病床の利用を希望する医師会の会員は、医師会会長に「オープン病床利用登録医届（別紙様式）」を提出し、会長が認定した会員を登録医とする。

2 登録の期間は1年とし、病院及び登録医双方に異存のない場合は更に1年延長することができるものとし、以後同様とする。

(診療)

第5条 登録医は、別に定める公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領に基づいて届出入院させた患者に対し、診療及び療養指導を病院医師と協同して行うものとする。

(運営委員会)

第6条 オープン病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、病院に公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会の議を経て病院長が別に定める。

附 則 この要綱は平成元年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成6年4月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成12年6月1日から実施する。
附 則 この要綱は平成17年4月1日から実施する。
附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年11月1日から施行する。

(準用)

2 この要綱の実施に関し、白山ののいち医師会会員以外の会員（以下「以外の会員」という。）が、病院のオープン病床を利用する場合には、第4条に規定する「医師会の会員」を「以外の会員」と読み替えるものとする。

(○)

(○)

公立松任石川中央病院オープン病床運営実施要領

(オープン病床の編成)

第1条 オープン病床には次の病床を充てる。

3階東病棟6床、3階北病棟8床、4階東病棟6床、4階西病棟6床、4階北病棟8床、5階西病棟6床の40床（うち20床の特定病床を含む。）

2 オープン病床には次の職員を置く。

- (1) 診療担当 オープン病床医長 2人（内科系1人、外科系1人） 医 師 若干名
- (2) 病床担当 看護師（地域支援部担当） 1人 ソーシャルワーカー 若干名

3 オープン病床の患者の主治医は、病院医師をあて、登録医は副主治医として診療に参加する。

(患者の入退院)

第2条 登録医が自己の患者をオープン病床に入院させようとするときは、診療情報提供書にオープン病床入院を明記する。

- 2 オープン病床に入院した患者の待遇、取り扱い等に関しては、他の入院患者と同様とし、入院申込書その他の書式は病院様式によるものとする。
- 3 患者の退院は、病院主治医と登録医の合意のうえ決定し、退院後の治療方針についても両者の合議で行う。

(診 療)

第3条 オープン病床に入院中の患者に関する診療は、病院長の管理下にあるものとする。

- 2 登録医の診療時間は、原則として平日の午後1時から午後4時までの間とし、それ以外の時間帯において診療する場合は、あらかじめオープン病床医長又は地域支援部長に連絡するものとする。
- 3 主治医間の交見は、対診あるいは所定の診療録を介して行う。
- 4 医薬品及び診療材料は、病院の採用品を使用し、調剤・検査・給食業務等も病院患者と同様に扱うものとする。
- 5 登録医は、あらかじめ不在が予想されるときは、地域支援部長に対しその連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(病床管理)

第4条 オープン病床の管理に関しては、地域支援部長が行うものとする。

(院内規約の遵守)

第5条 登録医は、訪院中は病院の院内規約や病棟等での取り決めなどに従わなければならない。

(研究会)

第6条 登録医と病院は必要のつど研修会及び症例検討会を開催し、互いに協力、研鑽に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、病院の他病床の例による。

- | | |
|-----|------------------------|
| 附 則 | この要領は平成元年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | この要領は平成6年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | この要領は平成12年6月1日から実施する。 |
| 附 則 | この要領は平成17年4月1日から実施する。 |
| 附 則 | この要領は平成19年11月1日から実施する。 |
| 附 則 | この要領は平成25年4月1日から実施する。 |



公立松任石川中央病院オープン病床運営委員会細則

(目的)

第1条 公立松任石川中央病院オープン病床運営要綱第6条の規定に基づく公立松任石川中央病院
オープン病床運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項
は、この細則の定めるところによる。

(組織)

第2条 運営委員会は、委員10名で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 病院側委員 5人（病院長、副院長、地域支援部長、看護部長、管理部長）

(2) 登録医側委員 5人（医師会長、医師会副会長2人、医師会理事2人）

3 運営委員会には、委員長1人、副委員長2人を置く。

4 委員長は、病院長を充て、会務を総理する。

5 副委員長は、病院副院長（病院長が指名する者）及び医師会長を充て、委員長を補佐し、委員長
に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 運営委員会の会議は、原則として6月の第3水曜日に開催するものとする。

2 委員長又は副委員長が必要があると認めたときは、臨時会を開催することができる。

3 運営委員会は、会議の内容について、必要と認めるときは関係者を出席させ、説明又は意見
を聴取することができる。

(協議事項)

第4条 運営委員会は、オープン病床の運営管理に関する必要な事項を協議する。

(庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、公立松任石川中央病院地域支援部医療連携課において行う。

附 則 この細則は平成元年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成6年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成12年6月1日から実施する。

附 則 この細則は平成17年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成19年11月1日から実施する。

附 則 この細則は平成20年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成25年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成28年4月1日から実施する。

附 則 この細則は平成30年4月1日から実施する。

(資料1)

公立松任石川中央病院オープン病床利用登録医届

平成 年 月 日

白山ののいち医師会

会長 殿

会員氏名 _____ 印

私儀、

この度、公立松任石川中央病院オープン病床利用の主旨に賛同し、登録いたします。

なお、オープン病床利用規則並びに公立松任石川中央病院院内規約を守ります。